

提案主体名	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	
大潟村	農作業については、短期就労ビザが発給されない。	出入国管理及び難民認定法第2条の2	農作業について、「技能」分野に含めるものとし、就労ビザの発給を行う。	法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>【法務省回答】 農業分野の外国人材に係る特例措置を設ける必要性については、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとされているところ(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」)、外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、まずは政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。</p> <p>【厚生労働省回答】 農業分野の外国人材に係る特例措置を設ける必要性については、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとされているが(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」)、外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略2016」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、まずは政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。</p> <p>【農水省回答】 農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。 平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議において、「農業分野における外国人材については、農業経営の規模拡大等の「強い農業」の実現のために必要な人材を確保するとの観点から、入国・在留を求める声があることを踏まえ、特例措置を設ける必要性について、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響、外国人の人権に配慮し適切な管理を可能とする仕組みなどの視点にも十分配慮しつつ、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得る」こととされている。 外国人技能実習制度の見直しの実現と併せて農業分野において外国人材の活躍を推進する新たな仕組みを検討することは、農業の成長産業化を図る上で重要である。</p>	
茨城県	日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがない。		<p>一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付ける。 ＜想定される外国人材＞ ・日本の農学系学校等を卒業した者 ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者 ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など</p>			
長崎県	<p>①農業は、外国人材に就労ビザの発行が認められる専門的・技術的分野とはされていない。</p> <p>②外国人技能実習生を受入れても技能実習2号への移行が困難である。</p> <p>このため、外国人技能実習生・実習実施機関の双方とも当該制度を十全に活用することができない。</p>		<p>地方自治体等による一定の管理体制の下、農業に従事する一定の要件を満たした外国人の入国・在留を可能とする。</p> <p>農作業支援を行う外国人材の受入機関の要件、支援を行う外国人材の要件、農作業支援活動の業務範囲等を明確化するとともに、本県と国の関係機関で構成する受入管理協議会を設置し、これら要件等の適合性の審査・監査、報告徴収、苦情相談等を行うことで、不正行為及びその他の問題の発生を防ぐ仕組みを構築する。</p>			